

建築物除却届の提出について

建築物を解体するときは、「建築物除却届」を提出してください

注意 「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」とは別の手続きです。

床面積の合計が10㎡を超える建築物を除却しようとするときは、建築基準法第15条第1項の規定に基づき、「建築物除却届」の提出が義務付けられています。届出をしない場合、罰則が適用される可能性があります。忘れずに提出してください。

ただし、以下のいずれかに該当する場合には届出は不要です。

- ・床面積の合計が10㎡以下の建築物を除却しようとするとき。
- ・建築確認申請の後に建築物を除却する場合で、建築確認申請の申請先に「建築工事届」を提出するとき（建築工事届の第四面に、解体する建築物の概要を記載している場合に限る）。

○提出する時期

除却工事を行う前日まで

○提出部数

1部（控えが必要な場合は2部）

○提出先・問合せ先

港区役所6階 建築課建築企画担当 03-3578-2285、2287

※電子申請も可能です。

【参考】建築基準法第15条

建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては、これらの者は、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建築物又は当該工事に係る部分の床面積の合計が10㎡以内である場合においては、この限りでない。

※ 建築物除却届の記入方法

第四十一号様式（第八条関係）（A4）
 建築基準法第15条第1項の規定による
 建築物除却届
 （第一面）

※提出日（除却工事開始前）を記入

年 月 日

東京都 知事 様

※届出先は、港区 除却工事施工者
 郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号

※除却工事施工者名を記入

※受付経由機関記載欄

※必要事項を記入、該当する項目にチェック
 （様式3 ページ目以降の注意書き参照）

（第二面）

【1. 除却予定期日】 年 月 日

【2. 除却場所】

【3. 主要用途】 (1)居住専用建築物 ()
 (2)居住産業併用建築物 ()
 (3)産業専用建築物 ()

【4. 除却原因】 (1)老朽して危険があるため (2)その他

【5. 構造】 (1)木造 (2)その他

【6. 建築物の数】

【7. 住宅の戸数】 戸

【8. 建築物の床面積の合計】 ㎡

【9. 建築物の評価額】 千円

【1. 除却予定期日】 除却工事完了予定日を記入

【3. 主要用途】 様式3 ページ目以降を参照し、
 該当する主要用途の区分の記号（01等）を記入

【9. 建築物の評価額】 既存建築物の課税評価額等
 を参考に記入してください。

※新築する建築物及び土地の評価額は含めない

※「千円」単位で記入

『建築物除却届』の様式は、港区ホームページから取得できます。

トップページ>環境・まちづくり>建築・開発>建築物除却届

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kenchikukikakutan/jyokyakutodoke.html>

電子申請による受付も可能です。

トップページ > 暮らし・手続き > 届出・証明・住民の手続き > 電子申請サービス
 > 電子申請が可能な手続一覧 > 建築課への電子申請

<https://www.city.minato.tokyo.jp/ictsuishintan/kenchikukadenshishinsei.html>